資料１

姫路市下水道事業経営懇話会要領

（趣旨）

第１条　この要領は、安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供することを目指し、専門的な観点に基づく多様な意見を求め、下水道事業の経営の参考とするための姫路市下水道事業経営懇話会（以下「懇話会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　市長は、懇話会の会議を開催するものとし、次に掲げる者のうち適当と認める者に対し、会議への参加を要請するものとする。

⑴　学識経験を有する者

⑵　関係団体が推薦する者

⑶　その他市長が必要と認めた者

（意見）

第３条　会議への参加の要請のあった者は、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

⑴　姫路市下水道事業経営戦略の進捗状況評価及び見直しに関する事項

⑵　下水道事業の経営において意見を聴くことが適当と認められる事項

（座長）

第４条　会議の円滑な進行を確保するため座長を置くことができる。

（庶務）

第５条　会議の庶務は、下水道局下水道管理部下水道管理課において処理する。

（補則）

第６条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要領は、平成２８年１月２１日から施行する。